平成２４年（フ）第５４８号
大阪府河内長野市汐の宮町11番９―103号
破産者　木谷佳那こと　木谷　かな(旧姓田上)
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７３号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目90番地　サザンコート201号、前住所大阪府大阪狭山市東野西１丁目910番地の１
破産者　大林孝太郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
神戸市須磨区須磨寺町１丁目２番14号　須磨寺町テラスハウス102、従前の住所神戸市須磨区大手町３丁目１番24号
破産者　中尾美貴子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県西宮市津門大箇町２番10―805号
破産者　坂本　武聰
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９０号
兵庫県芦屋市浜町14番６―104号、前住所神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目29番28号
破産者　ＯＢＡ設計こと　大庭　義弘
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６７号
兵庫県西宮市今津巽町７番３―1111号
破産者　西村義弘こと　陰　　義弘
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市今津巽町７番３―1111号
破産者　西村悠こと　陰　　悠
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目17番17号　ソレイユ武庫川207号
破産者　川西　健夫
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３６４号
兵庫県西宮市津門西口町９番７号
破産者　藤本　義明
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
長崎県壱岐市勝本町坂本触６番地４
破産者　熊本　長治
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２４年（フ）第１５７号
沖縄県豊見城市字豊見城451番地２
破産者　長嶺　春子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市長田１丁目17番２―201号　長田ハイツＤ
破産者　上原　善徳
成年後見人　上原　　透
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８７号
沖縄県那覇市長田１丁目17番２―201号　長田ハイツＤ
破産者　上原ヨシ子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１８８号
沖縄県那覇市長田１丁目17番２―201号　長田ハイツＤ
破産者　上原　　毅
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２４号
北海道北広島市共栄町１丁目２番地３　ハイツミキＤ棟103号、開始決定時の住所北海道夕張郡由仁町三川錦町53番地
破産者　佐藤　永吉
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３８号
青森県上北郡おいらせ町川端37番地１　川端アパートＧ号室
破産者　木村　弘美
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第５８号
青森県十和田市東一番町８番３号　アーバンＫ１　202号
破産者　毛内　恵美
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第４１号
宮城県石巻市開成１番地29　仮設開成第十一団地33―８号、前住所宮城県石巻市門脇町二丁目５番４号
破産者　岩間文七商店こと　岩間　豊子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
茨城県水戸市見和３丁目1469番地の14、旧住所水戸市平須町３番地の50
破産者　大崎　嘉久
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所